

特別寄稿

訓下・加註

作法集伝授要意 元瑜編(2)

布施淨慧

〔作法集〕

第八 五色系

胎藏五色系加持印言

白 大日印 外五古

歸命すむすむす

赤 寶幢印 蓮合して二地二風舒べ散じて單に豎て、二空豎て二水二火合せ立つ

歸命すむすむす

黄 開敷華印 蓮合して二風輪屈して空の上に在き、二地開き立つ

歸命すむすむす

特別寄稿

青 無量寿印 八葉

歸命^ニ阿彌^レ陀^ニ佛^ニ

黒 天鼓印 蓮合して雙地を屈し満月に入れよ

歸命^ニ阿彌^レ陀^ニ佛^ニ

合する時外五古印

咒^ニ咒^ニ咒^ニ

次に辨事の真言をもつて惣じてこれを加持^{云々}

不動刀印 慈救咒

金剛界五色加持印言

白 大日 三昧耶印 羊石咒

青 阿闍 三昧耶印 羊石咒

黄 寶生 三昧耶印 羊石咒

赤 無量寿 三昧耶印 羊石咒

黒 不空成就 三昧耶印 羊石咒

合する時は内五古印

咒^ニ咒^ニ咒^ニ

次辨事真言

降三世印言

师云わく。白赤黄青黒通じてこれを用う。

三寶院口伝に云わく

「天台の人は右合せ。但し東寺の大師御糸は左合なり。智証大師経藏の糸は左合。即ち『小紙記』にいわく、疏の右合とはこれを尋ぬべし。^{云々}」仍て其の後三井寺の人皆左合。^{云々}

（私に云く。世俗に左糸はこれを見るに順に合すなり。然らば実には是れ右の義に叶うか）己上

五色の糸小野僧正は左合^{云々}、心誉僧都は右合^{云々}相論す。然るに小野僧正は不空三藏の五色の糸を取り出す。件の糸左に合わせたり。故にこれに付くと^{云々}

五色は一色各九筋なり。各左へよる。九筋にして合せて右に合わす。是れ一色なり。五色皆此の如し。次に五色を合せるに左に合するなり。故に三度よるなり。東寺の糸此の如くなり。件の糸は御堂関白のこれを召して宝蔵に納められ了る^{云々}

师按じていわく。九筋は九識なり。九識転じて五智となるなり。（各具五智の義これを案すべし）

『疏』十六位品に云わく。白黄赤青黒　この正説を以つて両部に用う^{云々}

『集経』八に云わく、これに同じなり。

师云わく。通用の糸には各別。咒には金剛界合する時は^{云々}これを^{云々}用う^{云々}

『大疏』第五、第十五（これら委しくこれを見るべし）

一、色の次第（白赤黄青黒は胎 白青黄赤黒は金 説々多々なり。これを書くに勘うべし）

一、糸の長短（松尾に云わく。或は十六肘或は三十二肘 普通には三丈五尺に縊るなり）

一、糸の廉細（仁王軌に云わく、廉なるは大指の如し云）

一、糸の功能（『疏』第十五これを見るべし）

一、縊作法（『疏』第十にこれ在り）

一、糸字（種類、音訓 糸、絲 縋イトスジ 線イトヨル イトスジ）

『松尾口決』にこれ在るか

一、所用糸 白チヨウ 穀木カシの皮

一、左右縊事

一、道場に引く作法

一、五色の事（『五種軍荼法』にこれ在り。これを見るべし）

私に云く。師云わく、五色糸は四丈許りこれを経る云

金剛線は一丈二尺許りにこれを経て、九尺許に縊り立つるなり。

〔伝授要意〕

第八帖 1 五色

此の五色糸の作法は、成賢の御記と見たり。然るに²隆源僧正の折紙の作法は、この次第に原てこれを制作するなり。

〔三宝院口伝云等〕 元海僧都の『³厚双紙』に在り

〔小紙記〕とは 智證在唐の記と云々

〔五色糸小野僧正等〕 此の相論の説辨は阿闍梨乗遍の記に見えたりと。

〔心誓僧都〕とは 三井の碩徳伝『薄草子』の説に載するが如し。仁海僧正と同時の人と云

〔師按〕とは ⁴角洞院を指す。此の説池上の皇慶の説に同ぜり

〔⁵疏〕 十六に云く、白黄赤青黒 此の五色の列次は第六、『疏』^(丁十四) 白赤黄青黒の次第に異なる。『演奥抄』十七

^(丁十五) 長宴の『四十帖』(第六に出ず)に会釈云々

〔大疏第五〕 三紙 次にまさに⁶金剛線法を作すべし

⁷ 第十五 九張 次にすべからく縵を用いてしかも曼荼羅位を定むべし。縵とは梵音には名づけて蘊咀纒となす。

⁸ 仁王軌 軌(七左)に云わく。五色の縵をもって童女をして右に合せしむ。縵細其の小指の如しと。大の字恐く

は写誤。まさに小に作すべし。或は軌に異本にあるか。

〔松尾口決〕『護摩法略抄決』にいわく。互に修多羅を儲け○長け十六肘或いは三十二肘皆壇界の潤狭に隨うと。

普通已下口決の文には非らず

〔白疊〕 木綿なり。疊はまさに氎に作るべし。『琳音』四(十三丁)に云わく。白氎は西国の草の名なり。其の草花絮をもって布となす。『護摩略抄』に云わく。若しは白疊絲、或は穀皮、或は新布麻の糸と。

五種軍荼 十一張右に出す。 仁海作

註1 五色 この作法は灌頂時に用いる五色線を結る時の加持作法（兩界）。東密・台密において結り方の異説。五色糸の意義等を広く解説している。

註2 隆源（一三四二）報恩院第十世、水本大僧正、作法集撰者成賢より約百年後の人。『要意』には同師の折紙はこの作法集を拠り処として制作されたと記述があり、報恩院灌頂時の事始めに行われる糸結の基本として重用された。智山にては英範（一七〇四）の『伝法灌頂手鑑』（六卷手鑑）が出るに及んで、以降この書の記述に従い灌頂が行われるようになった。その結果この作法集の五色の項は糸結りの本拠を示す資料的価値を有している。

註3 『厚双紙』元海（一〇九三）撰、三宝院諸尊法の口訣書、こゝに云う「私云」は元海の註書である。（正蔵⁷⁸二八六b）

註4 角洞院 覚洞院勝賢（一二九六）のこと。成賢は勝賢の正嫡。皇慶（一〇四九）は台密の学匠。中丹波池上大日寺に住せる故、池上阿闍梨という。台密谷の流の祖。

註5 『疏』十六（正蔵³⁹七四七b）『疏』六（正蔵³⁹六四三—六四四）『演奥鈔』十七（正蔵⁵⁹一八六c以下）長宴（一一〇一）『四十

帖』皇慶の口訣を筆録せる書（未見）

註6 金剛線法（正蔵³⁹六二七a）に五色綫についての詳説がある。

註7 第十五 大疏十五（正蔵³⁹七三三b）

註8 『仁王軌』具名『仁王護国般若波羅密多經陀羅尼念誦儀軌』（正蔵¹⁹五一五c）文中「小指」とある。元瑜考証のとおり。

〔作法集〕 九

第九 病者沐浴湯加持作法

先ず湯の船若くは桶に向つて三部、被甲

次に天結 火院 不動 軍荼利 馬頭（已上印言これを結誦すべし）

次に五古の印を以つて、^イ各百八遍を誦じてこれを加持す。（^イ字は湯中不浄を焼浄し、^ハ字は大悲の智水五体身分に遍ず。五分法身に備えて五大所成の力用を成ぜしむ。）

次に不動 軍荼利 馬頭 六字 八字文殊 延命

已上六種の真言各百八遍誦じてこれを加持す。其の後沐浴せよ。其の間不動咒これを誦ず。浴了後一字金輪の印言を以つて病者の五処を加持すべし。^云

〔伝授要意〕

病者湯加持

○^一此の次第は成賢の御記なり。別の様無し。次第の如く沙汰すべきなり。

^二遍五体身備五分法身^{とは}、五体身分を以つて五分法身と観ずべし。戒（地）定（水）恵（火）解脱（風）知見（空）五分を五大に配すべきなり

一字金輪印言

智拳印に^三承字を誦ずるなり

稿 寄 別 特

註1 病者湯加持の標題の次に傍註

此の法は病後沐浴の時の事なり

国訳密教の訳者塚本賢暁師は頭註に「長病人初めて湯沐するときの加持法」と註す。

註2 傍註 五股印は半五五古印

註3 傍註 ネー 帰命の句を付けるか

〔作法集〕 十

第十 加持土砂作法

先ず三礼 次に如来唄 次に発願

至心発願 加持土砂 秘密神咒

真言法樂 功德威力 薰入土砂

法界衆生 平等利益 滅罪生善

往生極樂 自他同證 無上菩提

次に五大願云 自他法界同利益

光明真言 百遍 結印 観あり

次に願以此功德云

如來說いて曰く。若し衆生あつて具に十惡五逆四重の諸罪を造り、諸の惡道に墮せんに、真言を以つて土砂を加持

すること一百八遍して亡者の死骸に散じ、或いは墓の上に散ぜよ。彼の亡者、若くは地獄、若くは餓鬼、若くは修羅、若くは傍生の中にもあれ、一切如来大灌頂真言をもつて土砂を加持する功力を以つて、即ち光明の身を得^え及び諸の罪報を除いて極樂国に往生して蓮花より化生せん。^云我等罪障多く積んで生处猶疑わん。仍つて一匣の土砂を以つて永く佛前の壇場に置く。念佛結願の導師別して五大願を發し、諸賢各の三密觀に住して此の真言を誦^ず。如説に加持す結衆の中に若し逝者有らん時には、此の土砂^{イサゴ}を以つて必らず其の屍を置けば、彼の諸罪を具する者既に苦を脱^{ハカリ}かる。矧や五逆を造らざらんおや。屍骸に散ずれば猶功德を得。矧や常に百遍を誦せんおや。夫れ有恩の人にはまた許^{ハカリ}分けて用せよ。^云

〔伝授要意〕

¹土砂加持作法

此の作法は『秘鈔』作法の巻に出すところを今別帖にするなり。但し彼の作法巻は心覺の『作法集』第四の五十四帖に出するものなり。然るに印融の御口決に成賢の記と云うは覺束か無き事なり。

先ず此の作法を為さんと欲わば、清浄の砂を取り小さき筥（或は壺々の説殊勝なり）に入れ、堂内便宜の処に安置し此の作法の如く加持す。此れは開白の作法なり。其の後毎日光明真言百八遍を誦じ加持するなり。醍醐に於いては、結衆あつてこれを加持すること無し。其の旨後にあり。律家杯の土砂加持は、²興正菩薩の余風にして、光明真言法を修してこれを加持す。醍醐には法を修して加持すること無きなり。

先ず壇前普礼（香呂を取り一礼）次に登礼盤 塗香 護身法 洒水 次に蹲踞（金一丁）次三礼 次に如来唄（呂

特 別 寄 稿

を置いて一丁）次に發願 次に五大願 自他法界同利益^丁

〔真言法樂〕『秘鈔』全同 『拔次第』には加持を作す。慈順僧正の云わく。樂は恐く樂の字ならんか。元^レ按ずるに順僧正の考暗に心覺の『作法集』に應ぜり。彼には法樂に作る故に。

³〔結印有觀〕五色光印を結び、五色の光明泥梨の底を照らし、受苦の衆生を利濟し、又は光明亡靈に及ぶと觀念するなり。

〔如來說云等〕已下云々に至つては、『⁴不空羼索經』二十八（^{二十三}左）取意なり。

⁵〔我等罪障等〕元^レ謂く。已下の意趣書は原と心覺の『作法集』に出づ。『秘鈔』作法の卷にも亦彼の集を写す故に、今此の集は『秘鈔』の作法卷を別帖にする故に、直に成賢の詞に非らず。然れども『秘鈔』に在るは勝賢の詞と謂うべし。今は成賢の集の中に此の作法を出す故に、又成賢の詞と謂うべきなり。

〔死骸〕古本多くツクリノ亥の字宛に作る。但し骸に改むべきなり。

〔又許分用〕慈順僧正の云わく。此れは訓じてハカリワケテこれを用うというべきなりと。予が本、用の字の下之の字無く、云云の二字有り。恐くは写誤、之の字に作るべし。心覺の集は用之に作る故に。⁶

註1 この作法は土砂加持の導師の作法と、加持された土砂の機能を『不空羼索經』の説文を引いて示している。

守覺（二二五〇）撰『秘鈔』作法卷下よりの拔出された作法である。故に別帖という。

註2 興正菩薩 叡尊（二二九〇）の諡号。叡尊は西大寺において光明真言會を開らき多くの同信者の帰依を受け、法會の盛行は光明真言信仰を醸成した。

註3 結印有観 この作法の原本である秘鈔に「有観」に裏書が付せられている。曰く、

「有観というは五色光印を結んで、彼の印より五色の光を放ち、砂を照らす。彼の砂に光明真言の機能を具すと観すべし」とある。（智積院版 平成十三年刊『秘鈔裏書き』一四八頁）

註4 『不空羂索經』 具名『不空羂索神變真言經』第二十八の文（正藏20三八五c）

註5 我等罪障等 『秘鈔』の文と全同（註3秘鈔 前出裏書 二八六―二八七）

註6 『秘鈔』本文にはこの文末に光言真言が梵字で示されている。（前出裏書二八八）

〔作法集〕

第十一 眠臥時作法

両手共に金剛拳に作して、右脇にして足を累ね、師子王の如くして是の思惟を作せ。心蓮華において満月輪あり。五古金剛これに処す。中において彼の嚩曰羅を吾身となし、体を挙げて金剛にして蓮花の上にあり。是の観に住して眠れ。心をして散乱せしむること莫れ。彼の拳印の相とは、大指初節を屈して手掌を安じ、中指已下の三指をもって彼の大指を握れ。頭指中節を屈して頭指の末をもって大指の曲節の上を跂う。これなり。

已上松尾記

臥時観念作法

臥せんとする時、先ず三部護身、次に五字旋陀羅尼を誦じて逆順に地水火風空輪に充つ。我身五輪の身と成る。諸佛身又然かなり 是如く観念して臥すべきなり。

バザラシヤニウシ
ウバヤシヤニウシ

云

云云

云云

り。

云云

圓城寺云わく。『略出經』に云わく。凡そ瑜伽を修する者眠寢の初起毎に即ち発悟一切佛の大契を結び、この密語

を誦ず。

唵^バ跋^ザ折^ラ羅^{合ニ}底^チ瑟^{シュ}吒^タ。

其の契は止観二羽をもつて各金剛拳に作し檀惠二度をもつて相鉤し、進力二度を仰いで相柱え直く申して針の如くせよ。契をもつて心上に置いて前の密語を誦すること三遍して即ち諸佛三昧より驚悟すと想え。まさに一切諸佛の法は猶影像の如しと觀察すべし。即ち此の偈の義を思惟せよ。

諸法は影像の如し 清浄にして濁穢無し 取も無く説べくも無し 因業の所生なり 是の如く此に經法を了すれば 自性を離れて依無し 無量の衆生を利せん 是れ如来の意より生ず

此の意に依つて後夜に彼の偈を誦するか 以上

『四分律』に云わく。若し乱意にして睡眠すれば五の過失有り。一には惡夢 二には諸天護らず 三には心法に入らず 四には明相を覺さず 五には意に精^{シバ}を失す 若し善心は之れを翻すと文り漏失せざる法これあり。『集經』等を見るべし。

眠睡対治法

『妙辟經』に曰く。持誦の行人若し是疲極めまさに昏睡せんと欲して其の失念を恐れば、即ち起つて經行せよ。或は四方を觀じて適神の思いを以つて、或いは冷水を用いて其の面目を洗えば、既に醒爽を得て座に復つて持誦せよ^云。或る師云わく。若し眠睡を除かんと欲はば 常に半夜においてまさに佛眼の真言一百遍を誦すべし^云。

〔伝授要意〕

¹ 眠臥時作法

² 印融口決に云く。此の次第は成賢の御記なり。常喜院の抄より撰出し玉うか。

元²按ずるに、臥時観念作法の下は仁海の説^云。然るに心覚の『作法集』には、曾ってこれを出さず。仁海の説を除いて余は心覚の集に出るなり。また印融云わく。真言行者懈らず、毎夜これを修すべし。此の中一つこれを用うべし。予は松尾の説を用るなり。又小野の説も殊勝なり。意案に依るべし。

³ 両手共作等 心覚の集には松尾記に云う標あり。今は余伝の界畔を分たんが為後にこれを廻すなり。松尾記は『蓮華部心』の口決（初左）の全文なり。

〔右脇累足〕とは、先ず右の足を伸し、左足を屈するなり。

〔師子王〕とは、慈順仰せに云わく、此れは印融の説深秘の義なり。勇猛の心に住する義なり。『⁴中阿含經』八^{十五}に云わく、師子夜臥す時脇に在し地に在し足を尾の後に累ぬ。明に至つて身の不正を見、慙て喜ばず等。取意

〔為於吾身〕 本記并に心覚所引^をを遍に作る。今の本恐くは写誤ならん。

〔彼奉印相等〕 師の云く。此は経軌の説なり。當流の金拳は、大指をもつて中指の中の節を押し、頭指をもつて大指の爪の上を押す。

〔安手掌中指已下〕 本記は手掌の中を安んじ中指已下と^{云々}。元²按ずるに心覚所引の記は今の次第の如し。異本ありと見たり。以の字心覚所引これあり。流布の本記に無し。恐くは下た仮名の以の字廉字なるか。尚異本を校すべし。

〔臥時観念作法等〕 此れ又一説なり。此は小野『敦造紙』⁵下本の初に出ず。

『五字旋陀羅尼』とは、五字の咒の五字の咒、此れ五大の種字なる故に。『即身義』の説併せ見るべし。

又云至中夜等 已下小野の『敦造紙』に、上巻牒張にて(十八張 左に出)

中夜分 とは、夜半九ツ時

頭南面東等 元²¹謂く。此中四種時の中すなわち敬愛の時を略するの由知り難し。明師に尋ぬべし。

元²¹更に按ずるに、初の臥法頭北面西の法の故に、自ずと敬愛に当れりや。これに依つて別に配当無きか。

又云若欲眠等 已下は『敦造紙』上巻に出づ。慈順僧正の云わく、若し欲より法驗に至るは、『毘那經』(十右)

の文なり。但し略抄なり。よろしく併せ見るべし。仮令を仮合に作る。此の次第恐は形誤ならんか。

義決云等 已下「彼の偈を誦するか已上」に至るは心覺の『作法集』に出す。

『義決』の文は四張左の略文なり。時の字下に、本には想の字有り。但し心覺の集には無し。『決』には又當の下に想の字有り。然るに心覺集には無し。又而の下に有の字あり。今の次第脱するならんか。

⁹不思議疏上等 上の十三丁

¹⁰瑜伽論云等 第二十四(六右)取意なり。同卷(五右)に云く。問う。何の因縁を以つて右脇にして臥すや。答う。

師子王の法と相以するが故に○師子王の如く右脇にして臥すことを云はば、是の如く臥す時は身は掉乱無く 念に忘失無く、睡極重ならず悪夢を見ずと。

¹¹冊經 未だ本文を検ぜず。『涅槃經』の略字に冊冊と書く。意如何ん。

木枕 卑劣の物故に比丘には不相応なり。故に不得と云う。

僧祇律云等 文処未だ檢じ得ず。慈順の仰せには、¹²順身の下にイ本に「不捨念惠」の四字これ有りと。今按ず

るに此の次第は心覚の集に依る故に四字無しと覺り、兩足の足の字心覚集は脚に作る。

〔從眠寢等〕 已下は眠臥の法と起臥法とを明す。

〔¹³圓城寺等〕 此れは益信の『八卷次第』第一の文なり。但し所引の『略出經』の文は四卷の本か。六卷の本か知り難し。若し四卷の本に依れば、「毎於眠寢初起」の句を「初從臥起」に作る故に、今の文還つて六卷の經に同ず。若くは明本これを改張するか。

〔眠寢〕 寢の字写誤。寢に作るべし。

〔初起〕 即ち起臥の義

〔底瑟吒〕 此の真言は金剛喜菩薩の咒なり。下に、イに「二合咩」の三字有り（慈順の仰せ）四六両本に無し。但し心覚所引は「二合」字有り。

〔其契〇二度〕 此の印は金剛起の印なり。「二度」の二字、原本並びに心覚所引置倒して「度二」に作る。六卷の本は「二度」に作る。

〔驚悟〕 四六両本共に覺悟に作る。好し。

〔不可說〕 現本「無可說」に作る。六の本は此の次第の如し。

〔此子法〕 現本は「了此法」に作る。心覚所引は今の次第の如し。六卷本は已下の一頌は長行と為す。偈頌には非ず。

〔依此〇欵〕 心覚の集には「依此」の上に「私云」の二字有り。

〔¹⁴四分律〕 二（^{二十}右）「不覺」を「不思議」に作り、意を「夢中」に作る。心覚集第二、不漏失法の下、所引今の次第の如し。但し、意の字「慧」に作る。恐くは今の次第誤るなり。

〔不漏失法〕

洞泉和上の云わく。若し漏失すれば悉地成ぜざるが故に、常喜院並びに守覚の御記に漏失ぜざるの法これ有り。謂く北方に向い金輪星を拝せよ。云々 金輪星は須弥の頂上に居す。容易に拝し難し故に、北方に向い遙かに拝するなりと。云々 又妙見の真言を誦すれば漏失病を除くと。云々 ¹⁵北辰菩薩の真言、『秘抄』等これ有りと（已上洞泉）

〔可見集經等〕

此れは心覚の集第二に漏失せざる法の下に、『¹⁶集記』第六を引き彼の文処を指すか。文（現本第七^{十二}馬頭觀音法）に云わく。又一咒の法第十二、前に依り帰命して礼拝せよ。咒に曰く。

哆姪他^一 勃地^{ボジ}勃地^二素勃地^{ソボジ}三因達^{インダ}噪勃地^{ボジ}摩迷^{マメイ}輸^{シュ}四伽^{ケヤ}嚩^ハ囉^ラ謀^メ者^{シャ}都^ト六莎^サ去^ク訶^コ七

其の法は若しは人夜不浄を失せば白線を取り、先ず此の咒を用いて咒すること八百遍して、後に咒索を作し一咒一結して三七結となし、即ち用いて腰に繫けよ。更に漏失せず。

〔眠睡対治法〕

此れは心覚『作法集』第二、四十七条に出る法なり。

〔妙辟經〕

慈順の仰せに云わく。此れは宋の法天所訳の『¹⁷妙辟菩薩所問經』第一（八左）の全文なり。但し極めて倦に作る。複を複に作る。（明藏目六 則の字函にあり、四卷）又『蘇婆呼經』上（^{十二}左）の意同じ、文大いに異なるなりと。元^引謂く。心覚の所引は今の次第の如し。イ本複を複に作る。

〔有師云等〕

師の云く。佛眼には睡眠無き故なり。

註1 この作法は行者が眠る時の作法。臥法觀想、結印を明し、大日の三昧に入つて安眠を得んとする。

註2 印融口訣「此の次第」以下「常喜院の抄より撰出し玉うか」までと、後半「真言行者懈らず」以下「意樂に依るべし」まで

特 別 寄 稿

は同口訣の文を引いている。

註3 両手共作 この文『松尾記』の臥法の全文を引いている。(『弘弟全』卷上百二頁)

註4 『中阿含經』八 世尊が阿難に師子の臥法の如く臥すべしと説き、阿難は師子の臥法は如何なるものと問う。その世尊の答説の取意の文(正蔵①四七三c)

註5 『敦造紙』この書の一巻本は幸心に伝わるが、二巻本は用いない。こ、に下本の初に出ずとあるが、未見の資料。

註6 『即身義』『即身成佛義』に五大(六大)の種子を説く説処を見るべしとある。それに該当するところは有名な二頌八句のを示した後に出ず。(正蔵⑦三八一c以下)

註7 『毘那經』具名『毘奈耶經』こ、に慈順僧正指摘の文は、作法集本文の「又いわく」の以下「法驗」に至る文のことで、『毘奈耶經』からの引証文である。(正蔵⑬七七五b)

註8 『義訣』の文 具名『金剛頂經大瑜伽秘密心地法門義訣』同書卷上に寢息法が説かれている。その部分の引用(正蔵⑳八〇九a)

註9 『不思議疏』上等 具名『大毘盧遮那經供養次第法疏』同疏卷上「増益守護清淨行品」第二に出ず。(正蔵㉑七九三c)

註10 『瑜伽論』具名『瑜伽師地論』同書二十四卷(正蔵㉒四一三a)取意の文。

註11 『冊冊經』冊冊が文の通り『涅槃』とした道理を、仮りに釈尊の入滅の年令を八十と伝えることより「冊」を二字重ねて涅槃としたとも類推出来る。更に檢すべし。

註12 傍註 順身の下、「不捨念恵 思惟起想」

註13 圓城寺等 八巻次第といわれ具名は『金剛頂蓮華部心念誦次第法』。益信の四巻と簡別して八巻次第という。

『略出經』に云く以下の文は、今四巻本を披見するに同内密の文義を見ることが出来るが、若干相違する。(正蔵⑬三二四b)六巻本と推論する意見妥当か。再檢すべし。

註14 四分律（正藏22五七九b）

北辰菩薩真言『秘抄』卷十八に統呪が挙げられている。

オンサツタジバウヤ
バジャミツジャヤゼン
フタマサバミ
バラサシバンバ
トソワカ

註16 『集記』 集経のこと、同経卷十六の文（正蔵⑮八三六c）

註17 『妙辟菩薩所問經』 第一（正藏⑮七四八c）

〔作法集〕

第十二 鎮守読經導師作法

先ず着座 三礼 如来唄 表白 題名

次に発願

至心發願 歸命轉讀 般若理趣 甚深妙典

當所權現 倍增威光 倍增法樂 眷屬神等

威光自在 聖朝安穩 天長地久 護持大法主

消除不祥 消除惡事 無辺大願 決定成就

決定円満 及び法界 平等利益

次に五大願一切諷誦丁衆僧読經

導師暫く退下 卷数各十卷

特 別 寄 稿

訓下・加註
作法集伝授要意
元瑜編（2）

特 別 寄 稿

或退下せず云

卷数満たなば經を止めしめ、先ず補闕の由を申ぶ

神分 供養淨真言 六種 乞咒願

次に対揚

南無自在天宮經王教主舍那尊

正法威光護持大法主

十方三世塵刹土

圓満十二殊勝願

還念本誓成所願

天災地天令消除

無量災難未然解脫

聖朝安穩增長宝壽

南無護持大法主成所願 此の句二反

大伽藍安穩諸人快樂

天下法界万民豐樂

次に佛名

南無自在天宮甚妙典

當所權現威光增益

次に教化

廻向大菩提

〔伝授要意〕

1 鎮守読經作法

〔題名〕 ナムダイラクコンゴウフクウシンジツサマヤキヨウ 南無大樂金剛不空真実三昧耶經 二反

○宝幢院諄杲僧正の仰せに云わく。經題を揚ぐるときは、鎮守読經に限らず吳音なり。但し名の如く經題揚ぐる時ばかり吳音。正しく読經のときは、導師も漢音に読むなりと。

〔卷数各十卷〕 今時は一卷宛なり

2 〔先申補闕之由〕 其の詞に云わく。五口の僧綱大法师等 殊に精誠を致し転読をすと雖も凡夫具縛の身文字章句謬り多く、余念散乱相交らんか。仍って如法如理の転読と成して、御願成就の為に

摩訶ヒルサナ宝号 丁

般若妙典 丁

金剛手菩薩名 丁

次に神分

稿 寄 別 特

抑々般若転読の場 所願成就の砌なれば、法味喰受の為に冥衆定んで降臨影向し給うらん。然れば即ち四禪八定の
上界下地の天衆地類 併しながら法樂莊嚴 離業得道の為 一切神分に

般若心經 丁

大般若經 丁

金輪聖皇天長地久の奉為に

摩訶ヒルサナ宝号 丁

觀自在菩薩名 丁

伽藍安穩興隆佛法の為に

摩訶ヒルサナ宝号 丁

觀自在菩薩名 丁

護持受者所願成就の為に

摩訶ヒルサナ宝号 丁

金剛手菩薩名 丁

乃至法界平等利益の為に

摩訶ヒルサナ宝号 丁

金剛手菩薩名 丁

次に、対揚 導師呪願を乞ひ了つて登礼盤、呂を取つて一句一句起居礼。博士無くツブヨミなり。博士に唱うるは不

可なり。長座宜しからず。云々 呪願を乞うには導師下札盤し呪願師の前に至り、蹲踞して呪願を乞う。其の詞に云わく。敬礼常住三宝嘆徳呪願

呪願師同じく蹲踞して唱えて云わく

三宝徳海 不可思議

恒沙劫中 讃揚難盡

註1 鎮守読經作法 神佛分離以前には寺院境内地等に祀る鎮守法樂が行われていた。これは宗祖大師の神明崇拜の精神に基き行われ続けられた。特に灌頂儀式の中では今日に行われている。その次第は別にある。印融の口訣に「委事は灌頂の記録等の中にある故これを記せず」と記してこの項の註釈は省れている。

註2 先申補闕之由 この口訣は性善の『作法集口伝』の文を引いている。以下「乃至法界平等利益の為に句最後の金剛手菩薩名迄。

註3 次に対揚 以下の文は前出性善口伝の文意を取り記している。

ただし、呪願の文の第一句「三宝徳海」とあるが、性善の文は「三宝境界」と異なる。

〔作法集〕

第十三 印佛作法

先ず印佛をもつて香煙に薫じて虚空を印せよ（遍数は意に随うべし）
次ぎに偈

我今香煙印如来

相好具足放光明

遍滿虛空世界海

猶如燈災無障礙

依此印佛功德力

利益無辺有情界

共生極樂證妙果

恒為衆生解脫緣

次に佛眼印言 小説

次に大日印言 外五古印
五字呪

印佛作法

先ず三礼・如来唄

次に印佛 偈文は前の如し

次に佛眼真言 佛眼印

庵沒駄路左寧婆婆賀
ボダロシャニ

次に大日五字真言 五古印

行法の次には、三札・如来唄は必ずしもこれを用いず。

御本に曰わく。先師遍知院僧正御房に於いて、御自筆の本を以ってこれを書し畢る。此の略作法は殊に秘藏々々。即ち故法務御房御自筆なり。

〔伝授要意〕

1 印佛作法

印佛 印塔も同じ作法なり。四度の次第に印佛塔と云うは是れなり。此の作法は或いは行法の終りに修す。其の時は解界、撓遣了つて下札盤の前にこれを修す。今の初めの作法これなり。

先ず右の手に形木を取り焼香に薰ず。謂く印佛の尊は行者持念の佛なり。強^{アナガチ}に行法の尊には非ず。形木はこれを覆せて尊の形像を香煙に薰ずるなり。其の尊の真言一反唱之一度薰ず。百及び千反万遍意に随う。

観想せよ。此の印佛虚空界に遍満す。香に遍至の徳有つて利益を法界に施す意なり。

遍数了つて形木を左の脇机或いは壇上に置く。

次に合掌して偈を誦ず。

印如来 印菩薩 印明王 印塔婆等にこれを改む。印塔は五重塔、五輪塔、**𑖀**塔、**𑖀**塔、**𑖀**塔の類数多し。

依此印佛功德力 此れ亦印尊、印塔これを改む。

佛眼印言 小呪 次下にこれ有り。

特 別 寄 稿

印佛作法

此れは行法を修せざる略作法なり。

次佛眼真言 佛眼印

印は合掌二風甲を合わせ、二大並べ立て風を押す。此れ唯佛眼の印小呪を用う。五眼の印は四処加持、大呪七反、已達は五眼加持、大呪七反と。

御本云等 此れは憲深の奥書なり。

先師僧正 成賢を指す。

故法務御房 亦た同じ。

註1 印佛作法 この作法に付せられた解説は大概性善の口伝を引用している。

今日では四度の十八道の終了後に、印仏読経のことが出ているが、四度の行者は行わない。読経をもってこれに代えている。
なお印仏については『幸心抄』第二巻にこれを出している。(正蔵⁷⁸七二七b)

〔作法集〕

第十四 隠所作法

初め廁に往かんと欲せん時には、烏瑟紫摩の三摩地(漢には壞斫金剛三摩地と云う)に住し、彼の廁の所に到り已て、二手蓮華拳に作して左の手の拳を以って心の側を捻し、右の手の拳を以って先ず額を印し呪を誦す。曰く。

唵俱路那囊吽惹^{クロナノウンゼンヤ}

一遍了って次に右肩、次に左肩、次に心、に喉を印せよ。(合わせて五所各一印一遍誦し了る)次に衣服等を脱ぎ了り、次に則ち正しく廁の穢所に入り已る。先ず^イ字を以って廁の糞穢等の物を焼淨すと觀じ了り、自身亦た^イ字と爲ると觀ぜよ。引字欠 次に其の焼淨する所の廁の下渠^ツを寶渠なりと觀ぜよ。中に金銀の寶器有り。其の内に自の糞穢を下^ツだし入れて糞穢難得の餓鬼の類に施與して飽滿することを得せしむなり。乃至法界の無分餓鬼の輩に皆施與して飽滿せしめること亦復是の如く觀念し了って、其の事已に畢つて還り出でて洗手の所に到つて九丸土を用う。(三丸は手を洗い、三丸は瓶を洗い、三丸は足を洗う。唯し此れ足を洗うと云うは^宣からず)其の間は猶前の壞斫金剛の三摩地なり。

房に至り了って衣裳を調べ被已つて還つて房中に至る。更に淨瓶の水を用い手を洗淨し已れ。若し淨瓶の水無くんば淨器を用い淨水を盛り設るなり。手を洗い装束し已つて三部護身等了る。

已上高尾口決

大小便所及び一切穢所に入る時、「觀想せよ頂上に覽字あり。左右の脇に長の吽字あり。皆火焰圍繞せり」と。即ち左手をもつて金剛拳に作し、右の手をもつて蓮華拳に作す。謂く五指を握り^カ拳む。但し大指を^立つる。これなり。五所を加持す。謂く額、左右の肩、心、喉なり。即ち烏枢沙摩真言を誦じて曰く、

唵矩嚕駄囊吽弱^{クロダノウンゼンヤ}

已上桧尾口決

特 別 寄 稿

又石山金剛界次第これを見るべし。着衣を脱ぎ懸け、左手に水瓶を取り、右手に三股の印を作して瓶水を加持す。其の後隱所の戸を開らき瓶水を廁の内四方四角上下に洒き了つて、即ち右手拳に作して大指を竖て四方四角上下を印し、身の五処を印し了つて、其の所に臨んで居る時^カ字または真言を誦じて曰く、

うき^{カリ}なり^{タノ}て^ウず^カず^カ

誦じ了つて入り居せよ。但し「想え 我が身の中より百味の飯食を流出して受者に施與す。此の食を受け即ち苦身を轉じて天上に生ず」と。観じ了つて次に事了つて其の所を淨む。又淨水を用う。受者觀念上の如し。

次に淨三業の真言をもつて所を淨め

次に菩提心の真言を授く。

次に三摩耶戒等例の如し

已上 小野僧正

四分律に云く。廁に入らん時袈裟僧迦支を脱ぐ。(私に云く。或る人云く、僧迦支は此の間の衣に当れり^云。但し委く六物図を見たるか)

又云く、「^{ヒイシ}圍廁を寺の東北角に安置す」と文り。

圓城寺の次第に云く。「夫れ持誦者、勝善の事を求るに、多く惡魔の障礙常に其の便りを伺う。或は便轉の処、或は諸の穢惡の処在つて皆其の害をなす。まさに密語、契等をもつて加護して便りを得せしむること勿るべし。廁に入らんと欲ん時、即ち想え。「己身^云字となる、右左に^云字を想え^云」(委しき事は彼の八卷の次第を見るべし)

小野僧正云く。穢積金剛の印明穢所を経ると雖もこれを解き改めず^云。

又云く。廁に入らんと欲する時、「想え 己身^す字」となると。左右に^す字を想え。身金剛の光炎あり^云。

師の口伝（別折紙なり）に曰く。隱所の作法秘事は、自身を^す字に觀じて諸の不淨等これを焼淨する心なり。

次に^す字を觀ぜよ。此の字腹より不淨等を出すと觀ずべし。^す字の智水をもつて諸の不淨等の物を洗淨せしむる意なりと^云。

〔伝授要意〕

隱所作法

¹『秘鈔』の作法には高雄の説を秘して『桧尾記』の説を出す。今は四説を挙ぐ。高雄、桧尾、小野、円成寺なり。

『高雄記』は真濟僧正高雄に於いて大師の御口訣を記し、故に高雄記という。『桧尾記』は、河内觀心寺の別峰に桧尾と云う処あり。實惠僧都此の処に住居して大師の御口訣を記し、故に桧尾記という。今の次下の所引は、『²金剛頂蓮華部心軌』の口訣なり。文五張右にあり。

³住鳥瑟紫摩三摩地 此の尊の本誓は汚穢不淨を除くの義これ有る故に、往廁の時彼の三摩地に住す故に。漢語は不淨潔金剛と云う。又軌には穢積に作る。

〔一手作蓮華拳〕『桧尾記』には、右手蓮華拳、左金剛拳^云。俱に大師御伝なれどもこの不同あり。金剛拳に作るはウスサマ明王は金剛部の故に。今両手蓮華拳は清淨の義を表するなり。

〔呪曰〕 現本「呪を誦ず、呪に曰く」と。恐くは今の本脱するか。

「印一遍」 現本一印の二字無し。恐くは今の本削るか。

「下渠」 字彙に云く。渠は溝渠と。若ししかればミヅなり。

「施與糞穢等」 印融の云く。『華嚴經』に云く。涕唾便利飲食を得ず。十方の餓鬼に施與して受用し飽満すと。此の文に依るか。

「九丸土」 印融の口に云く。「九丸土とは追つてこれを勸うべし。知れざる事^{云々}」洞泉和上の云く。「此れは天竺の法なり。天竺にては竹のヘラをもつて糞門を掃除する故に、手多く穢る。故に此の丸土を用う」又云わく。「此は古き壁土のようなるを水で丸めたるものなり。其れを丸土という。」慈順僧正の考えに云く。『毘那經』(九右)に云く、「然して身首を洗うに輒石^{セシ}をもつて脚足を揩^{ナツ}る。即ち土を取り分け三分とす。左の手をもつて握つて一分を取り○下の身分を洗う。次に第二分を取り○脚を洗い手を洗う○次に第三分をもつて○頭を洗う」瓶を洗うことは見えず。

「入大小便○穢所」 『金界口訣』(五右) 所の下に「時」の字あり。しかれども心覚集には無し。此れ異本と見たり。

「觀想○喉也」 『口訣』は註の文なり。今は一双に本文となす。

「又石山金剛界次第等見之」とは 石山『四卷次第』第一に往廁の作法出る故なり。

「脱懸着衣等」 已下は小野『敦造紙』下の卷の初に出す。隱所作法の科目あり。

「四方四角上」下印身之五処印 師の云く。十方身五処は^ヌ字か。

「流出百味飲食」 洞泉和上の云く。「我身中に^ヌ字を觀じて其れより百味の飲食を流出すと觀ぜよ」と。

「又有淨水」 元瑜謂らく、朱書の用の好し、恐くは形誤なり。

「四分律云等」 已下金剛光炎^云に至るは、心覺の集第二に出ず。唯文の前却あるまくのみ。

四分律 いまだ考せず。

〔僧迦支〕 注の有る人の意なれば衣に当る。元瑜謂らく。此の説不審。僧祇支は偏衫。今時の直綴の上みなり。『釋氏要覽』上（四十七右）に云く。「偏衫古僧律制に依る。只僧祇支有り（此に覆膊と名づけ、亦是掩腋衣と名づく）此の長さ左の膊を覆い、及び右の腋を掩う。魏□竺の道祖の時、僧祇支の上を縫って相従う。因って偏衫と名づく。裙は此の方の名、周の文王の制なりと。（已上略抄）元照律師の云く。「此の方往古には並に祇支を報せば後魏の時に至って、始めて右の衣を加えて両辺縫い合わせてこれを偏衫と謂う。領を截い裙を開いて猶本相を存せり。故に知ぬ。偏衫の左の肩は即ち祇支、右の辺は即ち覆肩なりと。（文已上『要法授決抄』上に所引。未だ本文を検ぜず）此れ等の説に依らば、直に此の方の衣には非るなり。殊に『律』の文なる故に。

〔六物〕とは、『寄歸伝』二（初左）に云く。一には僧伽低（訳して複衣となす）二には嘔咀囉僧伽（訳して上衣となす）三には安咀婆娑（訳して內衣となす）四には波咀囉（鉢なり）五には尼師但那（坐臥具なり）六には鉢里薩囉伐拏（濾水羅なり）

〔又云圜廁等〕 慈順僧正の考に「圜廁は『釈氏要覽』下（二十右）に釈して云く、廁は雑なり。其の上に雑廁す。○圜は清なり。よろしく至穢の処潔清なるべく故」なりと。

〔東北角安置〕 師の云く。隱所は七堂伽藍の隨一、東北の角に安ずることを。糞穢の功力無ければ五穀成ぜず。東北の角は方の終りにして又方の始めなり。是の故に此の処に安ずるか。慈順僧正の云く、『合類節用』に云く三門、佛殿、法堂、方丈、食堂、浴室、東司。東司は即ち隱所なり。『要覽』に云く、南方の釈氏東司と呼ぶ。いまだその典を見ず。『学語編』に云わく、『続幽怪録』に、郭登廁神となす故に、登廁という。今誤って東司と謂う。

特 別 寄 稿

⁴圓城寺等 益信の『八巻次第』第一の文なり。但し『略出經』一（五右）の全文なり。

〔在便轉処〕『六卷經』一（五右）に屏腹処に作る。腹はカクシドコロ、これに准ぜば今便轉処と云うも屏処の事か。

⁵己身為_レ字 とは、頂の一点（空点）を己の頭となす。横点一は左右の肩となし、垂たる一は胸腹腰となし、最下の点一は足となすなり。

小野僧正云事 いまだ考せず。

注1 傍註 心覺作法集二「隱所法扁註に云わく。高尾口訣委悉、然して秘事あり。輒くこれを載せず。

註2 『金剛頂蓮華部心軌』の口訣『作法集』本文『隱所作法』の文は、実は『高尾口訣』（『弘弟全』巻中二三五頁以下に収録）に

同文があり、『蓮華部心軌』の口訣には「若し闇処に入つて諸物を加持し_云」の文はある。（『弘弟全』巻上一七頁参照）

次に出す『松尾記』の説は、『弘弟全』巻上八百頁に収録された文と全同。

註3 「住烏瑟紫摩三摩地」この作法の主尊は「ウスシマ」明王である。Uchusmaの表記に多種ある。因みに密教辞典には「烏枢

瑟摩」とある。受触、穢積、不浄潔、穢跡、不壞、火頭等の金剛名を諸經中に出していることく、この尊は除穢を司る。『穢

跡金剛靈要門』に設ける蠶髻梵王が釈尊入滅時不參に纏_まわる伝説は、この尊の由来を示している。（正蔵②一五八a以下）

註4 圓城寺等 『略出經』の文（正蔵⑧三二四c）

註5 己身為_レ字 この文に類するものとして次記の文がある。

『松尾記』

1. 若し闇所に入つて諸物を加持し、及び結界の時には、想念せよ、頂上に嚙字あり。左右の両脇に卍字あり。三字共に火焰圍繞すと。（『弘弟全』巻上七頁）

『桧尾口訣』

2. 又の方。大小便所及び一切の穢所に入る時は、頂上に覽字あり。左右の脇に長の卍字あり。皆火焰圍繞すと。(弘弟全卷上 百八頁)

『高尾口訣』

3. この文は既に作法集本文の最初に出す文で、^す字の布字の功德を説いている。
以上に散説する文の意趣をまとめたものと思われる。

〔作法集〕

第十五 施食作法

内題 施食略作法(粥作法これに准ず) 先ず惣じて食物を加持す(三古印 右手水空相捻す)

うりりやまふ

次に火輪印 うまぢ

次に金剛夜叉印明 (金剛界牙菩薩の如し)

或は愛染王真言 (師子口の印 私に云く内縛して禪智を立つ)

次に三盤これを分く (各三匙、但し時の早晚に隨う)

次に普供養印明

次に金剛掌 偈を誦して曰く

上献三宝 中報四恩

特 別 寄 稿

セングマ カロシダ ソハタヤ ウンタラ
アヤ タラマヤ
ウンタラタ カンマン
ミリ ミリミリ ミリミリミリ

御本に云く

弘長二年八月二十一日報恩院に於いて伝授し奉る 此の本左大臣法眼御房書写し予に賜う本なり 頼一

〔伝授要意〕

施食略作法

印融の抄に云わく。「此の次第は成賢の御記なり。此れは廣沢の作法なり」元瑜謂らく、印融和尚の言う所の廣沢の作法という掬尋ぬべし。『¹秘抄』作法巻にも出す。大略此の作法に同じ。

『²三古印右手水空相捻』 三古の印に四説ある中の一説。此の印相大途土巨方にてこれを用う。幸心方は小空相捻する印相これを用う。

〔金剛夜叉印明〕

此の印明口伝にて三印羊言を用う。外縛して二地離し立て、二風各相鉤す。

〔³瑜祇經〕

『²瑜祇經』焰口品に云わく、若し諸觸を食せんと欲わば、先ず七遍の明を誦じて便ち諸觸の物を食せよ。能く悉く清浄ならしむ」此の文の意に依る。

〔或愛染王真言〕

『³瑜祇經』深愛王品に云わく、「食を加持七反すれば、我れまさに甘露を降らすべし」と文えり。

此の文に依る。但し當流は金剛夜叉の印明を用う。

上献三宝等 此の偈未だ考ぜず。

根本印 独古の印

施残食明 とは『立印軌』（十六右）の意を取って立名す。

加持残食等 『立印軌』（十六右）取意。

食了頌 慈順僧正の云わく、『法苑珠林』五十五（初丁）に云わく、「又『十二頭陀經』に云わく、○正しく食せんと欲する時、此の念言を作す。身中に八万戸の虫あり。此の食を得て皆悉く安穩。我今食をもつて此の諸虫に施し後に道を得し時にまさに法をもつて汝に施すべし」古徳此の經の意により偈文を作るや。しかるに經には「正欲食時」という。施食の作法には「食了偈」という。不審。

元瑜謂らく、順僧正の仰、恐らくは当らず、食了の偈は「飯食已訖十方充」と云う故に、「正欲食時」には非ず。しかれば則ち此の偈は彼の經に依るに非ず。次の虫食の頌は彼の經の意に依るか。しかれども非は食訖と云うには非ず。今食了の偈と一双に列す故に此の説に及ぶなり。此の虫食の頌は食せんと欲する時唱うべきなり。

施食略作法

師の云わく。「此の作法は、四度行了りこれ授く。平日これを作さしむべきなり。」

註1 『秘鈔』 同書作法部の卷下に、「鉢作法」の標題でこれを出す。今首次第にてこれを示せば次の如くである。

先佛供 三ヒカ 加持三古印 次不動 次賀利帝 次餓鬼

註2 『瑜祇經』 卷下、大金剛焰口降伏一切魔怨品第十二（正藏¹⁸二六八c）

註3 『瑜祇經』 卷上 一切如來金剛最勝王義利堅固染愛王心品第二（正藏¹⁸二五六a）

註4 『立印軌』 正藏²¹六b